

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	総務省
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	試験研究を行う地方独立行政法人に対する寄附金に係る課税標準等の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の効率性や質の向上が期待される。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○ 現行、地方独立行政法人に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の税制上の特例措置が設けられている。 ・ 寄附金を支出した場合に、一定金額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（事業税）</p> <p>○ 令和2年6月の法改正により、試験研究を行う地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）が出資を行うことができることとした。</p> <p>○ 令和2年9月施行の所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正により、定款に出資を行う旨の定めがある試験研究地方独立行政法人に対する寄附金が所得税及び法人税において課税標準の特例措置の対象から除外されたことに伴い、個人住民税及び事業税に係る上記の特例措置についても、当該試験研究地方独立行政法人に対する寄附金が対象から除外されたところ。</p> <p>○ 定款に出資を行う旨の定めがある試験研究地方独立行政法人に対する寄附金について、上記の特例措置の対象とする旨、要望する。</p>		
関係条文	〔 地方税法地方税法第72条の23第1項（法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）、第314条の7第1項第3号、地方税法施行令第21条の3第1項 〕		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究地方独立行政法人に対する寄附を奨励することにより、地域の公益増進を図ること。 ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行、出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人は「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」(所得税法第78条第2項、法人税法第37条第4項)に該当するものとして、当該法人に対する寄附金については上記特例措置の対象とされているところ。 ○ 今後、上記法改正を受けて、試験研究地方独立行政法人が出資を行うことが見込まれるが、法令上、当該出資の対象は、研究成果を活用する事業又は研究成果の活用を促進する事業に限定しており、出資業務を行う試験研究地方独立行政法人も「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」に該当するものと認められる。従って、出資を行う旨を定款に記載する試験研究地方独立行政法人に対する寄附金について、上記特例措置の対象に加える必要がある。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和2年度概算要求における政策体系 【基本計画平成29年9月策定】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	政策の達成目標	○ 試験研究地方独立行政法人に対する寄附を奨励することにより、地域の公益増進を図ること。 ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	○ 試験研究地方独立行政法人に対する寄附を奨励することにより、地域の公益増進を図ること。 ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること。
政策目標の達成状況	出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人に対する寄附金に係る課税標準等の特例措置により、 ・ 地方独立行政法人に対する寄附を奨励することによる地域の公益増進 ・ 地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	一部の試験研究地方独立行政法人において、出資業務を行う見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行、出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人に対する寄附金については、上記特例措置の対象とされているところ、今後、試験研究地方独立行政法人が出資を行うこととした場合にも、当該試験研究地方独立行政法人に対する寄附金を特例措置の対象とすることにより、引き続き、試験研究地方独立行政法人に対する寄附が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	租税特別措置法第40条第1項・租税特別措置法施行令第25の17第5項（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）、租税特別措置法第70条第1項・租税特別措置法施行令第40条の3（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	現行、出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人に対する寄附金については上記特例措置の対象とされていること、試験研究地方独立行政法人が行うことが可能な出資の対象は、研究成果を活用する事業又は研究成果の活用を促進する事業に限定されていることに鑑みれば、出資を行う旨を定款に記載する試験研究地方独立行政法人についても同様の特例措置を認めることは妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人に対する寄附金に係る課税標準等の特例措置により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人に対する寄附を奨励することによる地域の公益増進 ・ 地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人に対する寄附金に係る課税標準等の特例措置により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人に対する寄附を奨励することによる地域の公益増進 ・ 地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>出資を行う旨を定款に記載していない試験研究地方独立行政法人については、当該法人に対する寄附金に係る課税標準等の特例措置により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人に対する寄附を奨励することによる地域の公益増進 ・ 地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度地方独立行政法人法制定：地方独立行政法人の対象業務中、試験研究機関、病院事業、社会福祉事業、介護老人保健施設、公立大学法人に関する特例措置が実現 ・ 平成 25 年度地方独立行政法人法改正：地方独立行政法人の対象業務中、博物館、美術館、植物館、動物園又は水族館に関する特例措置が実現 ・ 平成 29 年度地方独立行政法人法改正：地方独立行政法人の対象業務中、市区町村の窓口関連業務に関する特例措置が実現
<p>ページ</p>	<p>3—3</p>